株式会社 津田

株式会社 津田

環境と調和を目指して
環境経営レポート

2024年度・第18版

目次

1.	環境経営方針	・・・	1 page
2.	会社概要・沿革	・・・	2～3 page
3.	事業内容	・・・	4～8 page
4.	実施体制（環境経営推進図、組織図）	・・・	9 page
5.	実施体制と役割	・・・	10 page
6.	環境経営活動計画と実施評価	・・・	11～12 page
7.	環境経営活動への取り組み	・・・	13 page
8.	中期環境経営目標	・・・	14 page
9.	環境経営目標と実績	・・・	15 page
10.	実績に対しての分析評価	・・・	16～17 page
11.	環境関連法規等のチェックリスト（法令）	・・・	18～21 page
12.	違反訴訟の有無	・・・	22 page
13.	緊急事態訓練及び社内教育・社外講習	・・・	23 page
14.	是正予防措置及び内部からの苦情・情報等の受付記録	・・・	24 page
15.	代表者による全体評価と見直し結果	・・・	25 page

対　象　期　間	2024年4月1日～2025年3月31日（2024年度）
発　行　日	2025年7月12日発行
お問合せ先	〒866－0034　熊本県八代市新港町2丁目4番4 株式会社　津田　八代工場 担当　髙木健次 ｔｅｌ：0965-37-1871 ｆａｘ：0965-37-1860

環　境　経　営　方　針

我々は「森羅万象に感謝」を経営の思想の根幹としています。環境と変化が織りなす様々な提案と試練を受け入れ、事業活動のを通じて社員の柔軟な思考をもとに豊かな社会づくりを推進し、SDGs達成に向けた活動に積極的に取り組みます。

1．企業理念及び事業活動と整合させ経営における課題とチャンスを踏まえて、これに基づく取り組みをPDCAサイクルの繰り返しにより継続的な改善に取り組みます。

2．各事業所の環境に関連する対策として、次のことを推進する。

①地球温暖化防止として、省エネルギーとCO_2削減を推進する。

②環境汚染防止として、資源の有効利用を目指して、リサイクルを推進する。

③廃棄物の収集運搬・処理業務に関して、環境への影響を配慮する。

④節水、水質汚濁防止に努める。

3．事業活動に関係する環境関連法規制、条例、協定及びその他合意した事項を遵守し、改善に努める。

4．環境経営方針を達成するため、環境経営目標を設定し、環境教育、環境社会貢献活動などを通して周知するとともに、社員の環境保全の意識の向上を図り、地域の環境保護活動に積極的に貢献し継続的な改善を推進する。

平成19年4月1日
平成30年4月1日改定
令和2年4月1日改定
令和3年4月1日改定
令和4年4月1日改定
令和5年4月1日改定

代表取締役
津田　昭彦

会社概要

■会社名	株式会社　津田
■本社所在地	〒869-4201　熊本県八代市鏡町鏡村３３番地６ TEL：0965（52）0015　FAX：0965（52）0758
■八代工場	〒866-0034　熊本県八代市新港町２丁目４番４ TEL：0965（37）1871　FAX：0965（37）1860
■宇城支店	〒869-0541　熊本県宇城市松橋町東松崎６４３-1 TEL：0964（46）1423　FAX：0964（46）1423
■氷川事業所	〒448-0813　熊本県八代郡氷川町野津４１１４-1 TEL：0965（52）1065
■代表者	代表取締役　津田昭彦
■創立年月日	昭和39年10月1日
■資本金	１千万円
■決算期	毎年４月１日より翌年３月３１日
■取引銀行	㈱肥後銀行
■従業員数	28名（２０２５年4月１日現在）
■事業内容	産業廃棄物処理・収集・運搬業務 一般廃棄物処理・収集・運搬業務 一般建設業
■廃棄物受入量	総受入廃棄物量　７，０００ｔ/年
■主製品（購買）	１）ＡＳＦ－Ｔ（ＲＰＦ）製品 ２）木質チップ燃料 ３）非鉄金属 ４）金属 ３）プラスチック類 ５）一般廃棄物に係わる資源化物全般 ６）中古機械等の売買
■工場敷地	4.5ヘクタール
■環境管理責任者	代表取締役　田村勇喜
■ホームページ	ｈｔｔｐｓ：//ｔｓｕｄａ-ｅｃｏ.Ｊｐ
■対象範囲	㈱津田は全組織、全事業を対象としています。

沿革

当社は昭和39年より業務を行っており、時世の流れが物造りと同様に環境に配慮した廃棄物処理の必要性を鑑みて産業廃棄物、一般廃棄物、災害廃棄物の処理業を営んでおります。環境に対応する取り組みが重要視されている今、変わり行く状況に対応協議し適切な処理を皆様に提案していく事が重要と考え、会社基本の礎として努力を続けてまいります。
バージン材料の利用を可能な限り避け、持続可能な発展を促し、クローズドループを推奨した考えを根底に官民一体となり推進しています。

年譜

昭和39	会社設立
昭和59	資源化処理センター設立
昭和60	有限会社　津田商店設立
平成2	産業廃棄物収集運搬業認可
平成4	氷川事業所設立（旧竜北事業所）
平成5	株式会社興人事務所設立
平成6	産業廃棄物処理業認可
平成10	株式会社津田に組織変更
平成11	宇城支店設立（旧松橋事業所）
平成12	宇城支店 産業廃棄物処理業認可
平成18	八代工場設立
平成19	八代工場 産業廃棄物処理業認可 ※河川・海上浮遊物の処理施設を設置
平成21	宇城支店 産業廃棄物処理業認可 （RPF施設を設置）
平成25	天日乾燥施設設置
令和3年	八代工場　産業廃棄物処理施設設置許可 （破砕施設及びRPF施設を設置） 宇城支店　一般廃棄物処理施設設置許可 （移動式破砕施設を設置）
令和4年	宇城支店　一般廃棄物処理施設設置許可 （移動式破砕施設を設置）

廃棄物中間処理事業

当社では産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬及び中間処理を主とした業を展開しており、廃棄物よりAlternative Solid Fuel-Tsuda（略称：ASF-T）を製造する地球環境に配慮したリサイクル事業にも取組んでいます。

〈処分業許可品目〉

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん

〈中間処理方法〉

破砕、固形燃料化、減容固化、選別・分級、船舶解体、天日乾燥、圧縮梱包

〈主なリサイクル方法〉

プラスチック原料化、固形燃料化、木質バイオマス燃料化、セメント燃料原料化、堆肥化、鉄・非鉄原料化、土木資材、再生油

資源循環フロー

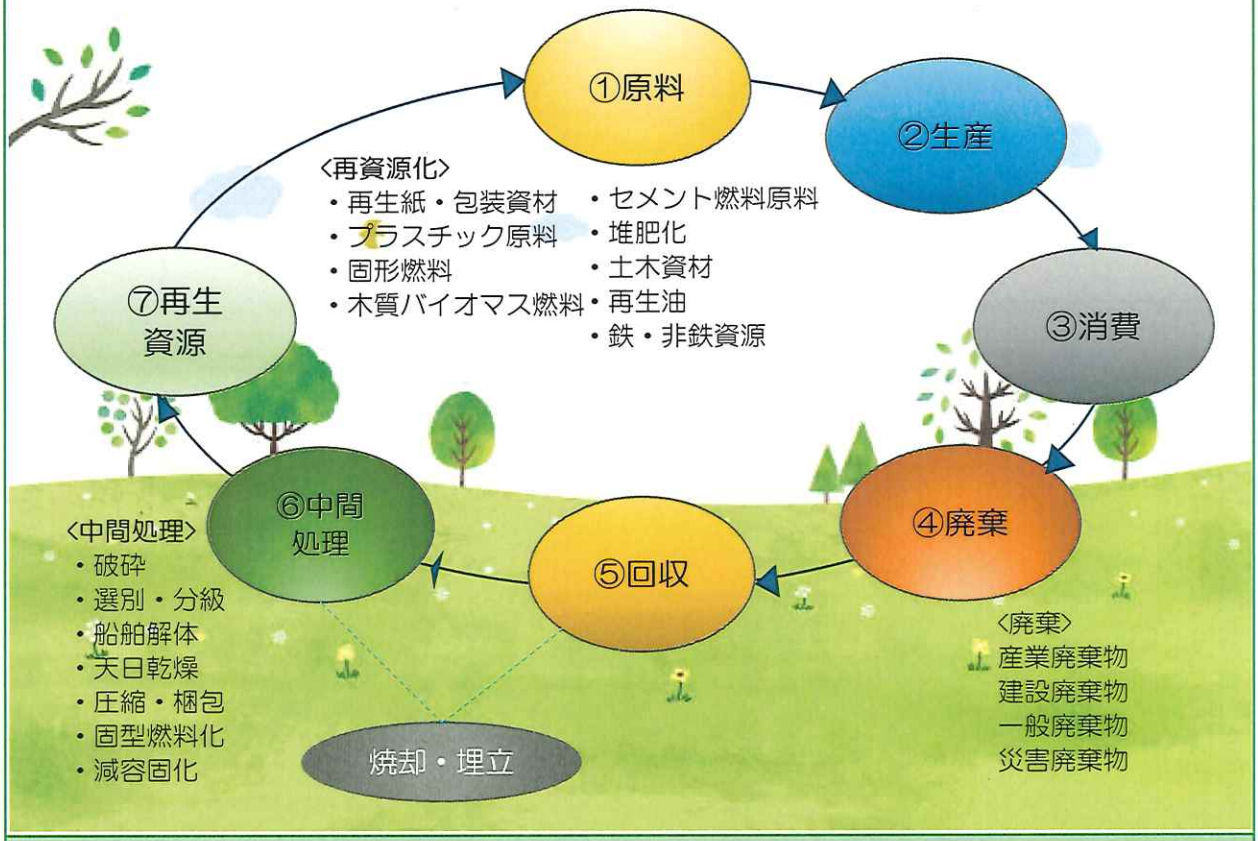

許可一覧

【産業廃棄物処分業】優良認定を取得しています！

熊本県（第4320023816号）

【産業廃棄物処分業】

八代市（許可(処)第5-7号）　　宇城市環第　1302号

廃棄物収集運搬事業

お客様から排出される廃棄物の種類は多岐にわたり、その性状も様々です。
当社では運搬対象物の性状に合わせた車輌を的確に選定し収集運搬を行うため、
様々な種類の廃棄物に対応した車両をご用意しております。

ユニック車

2台

パワープロベスター車

1台

平ボデー車

2台

アームロール車

6台

グラップル車

1台

ダンプ車

2台

塵芥車

1台

キャブオーバー

1台

許可一覧

【産業廃棄物収集運搬業】優良認定を取得しています！　※沖縄県は除く。

熊本県（第04310023816号）　福岡県（第04000023816号）　佐賀県（第04101023816号）
大分県（第04405023816号）　山口県（第03500023816号）　宮崎県（第04504023816号）
鹿児島県（第04609023816号）　長崎県（第04200023816号）　沖縄県（第04704023816号）

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】優良認定を取得しています！

熊本県（第04350023816号）　福岡県（第04050023816号）　山口県（第03550023816号）
大分県（第04455023816号）　宮崎県（第04554023816号）　鹿児島県（第04656023816号）

【一般廃棄物収集運搬業】

八代市（許可（収）第6-14号）　氷川町（許可第3-10号）　宇城市（環第1301号）
宇土市（第19号）

ASF-T（ＲＰＦ）製造事業

ASF-Tは、廃プラスチック類（塩化ビニル除く）、木くず、紙くず、ゴムくず、繊維くず、汚泥、動植物性残さ、などの廃棄物を原材料として製造（破砕・圧縮・成形）されます。
当社のASF-Tは、「熊本県リサイクル製品」認証を取得しており、安心してご使用できます。
ASF-Tを利用することは枯渇する化石資源の使用量を減らし、二酸化炭素（CO2）排出量を削減できる環境にやさしい代替燃料です。

〈価格（石炭比較）〉

RPFの価格は石炭の約1/4～1/3程度で石炭と比較すると安価で使用できます。
また、石炭は国際市場の影響を受けやすく、価格が変動しやすい一方で、RPFは価格変動が少ないという特徴があります。

〈CO2排出量（石炭比較）〉

RPFは、同じ熱量を得る場合、石炭に比べて約33%少ないCO2を排出すると言われています。
又、環境負荷を低減しつつ、エネルギー供給を支える持続可能な選択肢として注目されています。

〈灰の発生量（石炭比較）〉

RPFは燃焼後の灰の量も石炭より少なく、廃棄物処理の負担を軽減します。

〈ASF-Tの用途〉

石炭やコークスの代替燃料として幅広い産業で注目されています。
主に工場や発電所のボイラー、大手製紙会社での乾燥工程や熱供給などに使用されます。

〈発熱量（石炭比較）〉

RPFと石炭のカロリーを比較すると、RPFは石炭と同等の熱量を持ちます。
当社のASF-Tの製品規格：高位発熱量5,000kcal以上（下限）　参考：石炭6,500kcal

〈ASF-T仕様〉

リサイクル製品の品目	プラスチック製品	写真
商品名	ASF-T(Alternative Solid Fuel-Tsuda)	
寸法・規格	直径 30mm、長さ60mm以下 高位発熱量5,000kcal/kg 以上（下限）、 塩素0.30 未満（上限）	
再生資源の種類	廃プラスチック類（塩化ビニル除く）、木くず、紙くず、 ゴムくず、繊維くず、汚泥、動植物性残さ 計100%	

ASF-T製造フロー

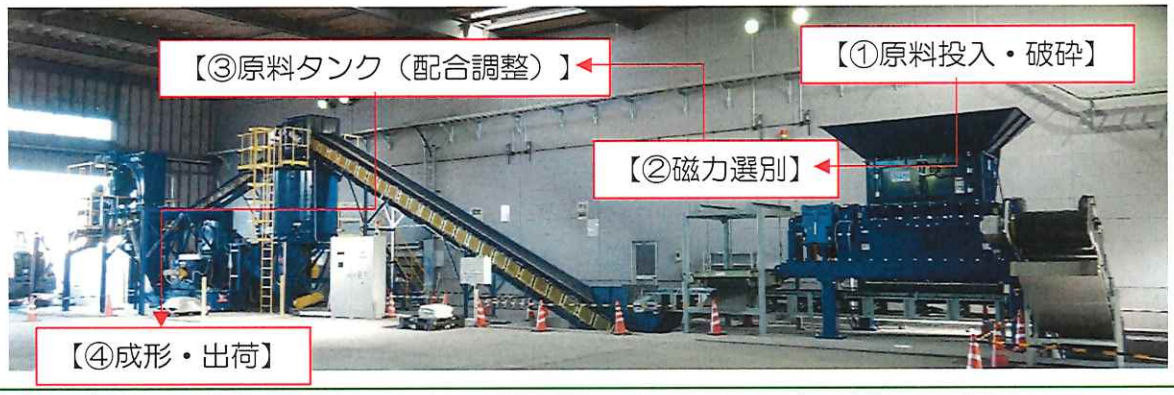

選別分級処理

混合廃棄物の選別・分級施設を備えています。

〈取扱品目〉
燃え殻、汚泥、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん。

〈引き合いの多い事例をご紹介〉
☑建設・解体時の掘削土の中に過去に埋められた廃棄物が混入している「廃棄物混入土」
☑廃棄物を埋め立てていた土地の売買の際、掘り起こしたら泥から出る「廃棄物混入土」
処理以外に測量、掘削、運搬、掘削後の埋戻し整地まで一貫した工事もお手伝い致します。
※土壌の分析以外で有害物質による土壌汚染が発見された場合でもご相談をお受け
しております。

八代港での積み替え

平成27年4月に八代港での積替えの許可を取得しました。

〈取扱品目〉
燃え殻、汚泥、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん。

積載がおよそ2,400㎥の船舶を使用し、県外から産業廃棄物及び災害廃棄物の受入を行っており、
処理の実績を有しております。熊本地震の際は、県外の廃棄物ポートと八代ポートを結ぶ
船舶輸送ラインが確立されました。

浚渫工事

有害物質を取り扱う特定施設、プラントの排水設備、または排水路の浚渫やタンク清掃を行っております。また清掃後の残渣スラッジ及び洗浄水の収集運搬も行っております。
低酸素エリアや可燃性ガスが発生するエリアでの作業は酸素濃度、硫化水素濃度の測定を行いエアラインマスクや帯電防止保護具を着用し作業を行っております。
危険エリア内での作業も多く、事前ミーティングやＫＹ（危険予知）、作業にあった安全保護具の着用など安全対策や安全作業には万全を期して作業に従事しております。

解体工事

製造プラント、有害物質プラント、付帯設備、工場建屋・家屋解体及び設備解体撤去を行っております。

実施体制

環境経営推進図

組織図

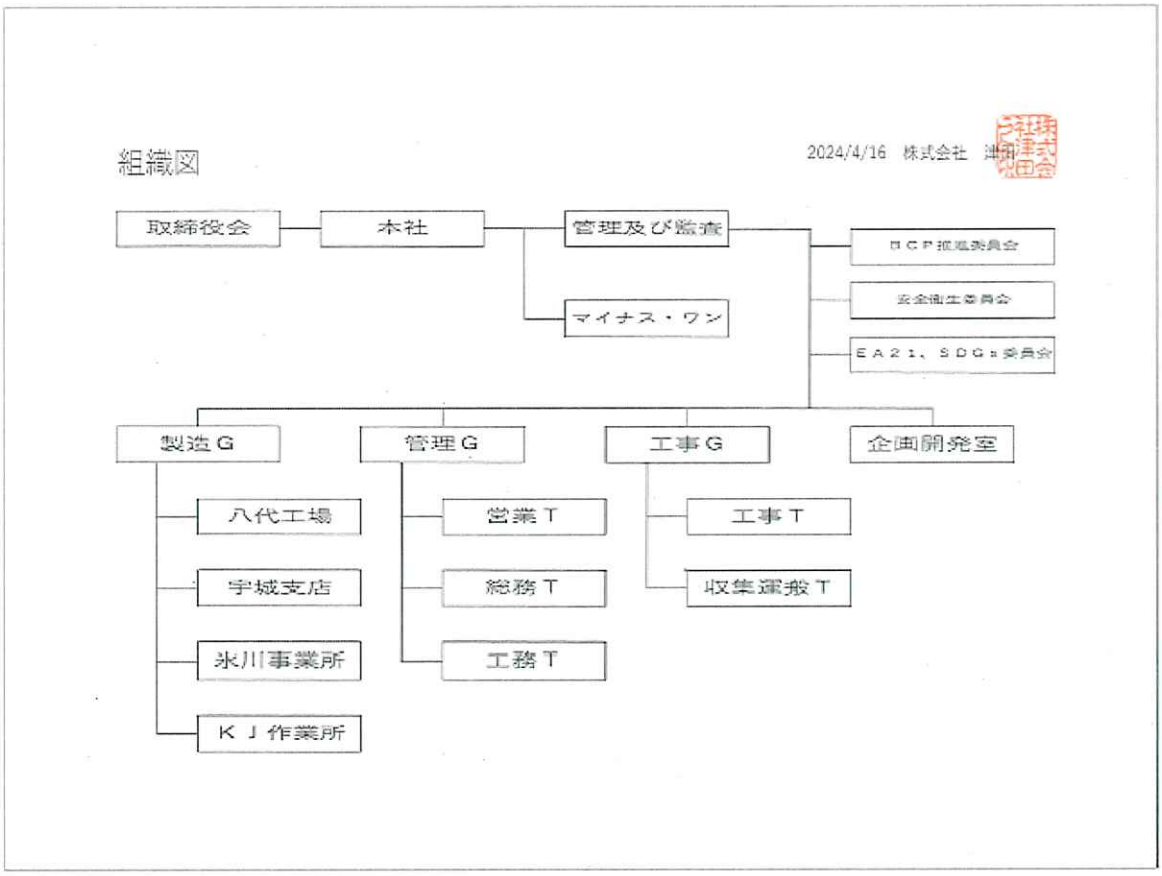

実施体制と役割

担当者	役割・責任と権限
代表者	1.環境経営方針の制定とEA21環境マネジメントシステムの統括
	2.環境経営管理責任者の任命
	3.取組状況を評価し全般的な見直しの実施及び指示
	4.環境への取組を適切に実行する為の資源（人、物、金）の準備
環境管理責任者（ｴｺｱｸｼｮﾝ21委員長）	1.代表者より委任をうけ環境経営システム全体的な構築、運用、維持に関する責任と権限
	2.環境経営活動計画の策定及び進捗管理を代表者へ報告
	3.環境関連法規のとりまとめと評価及び環境活動レポートの確認と公表
安全衛生防火委員会	1.危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること
	2.労働災害の防止及び原因、再発防止の基本的な対策及び教育に関すること。
	3.健康の保護増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
	4.定期に行われる健康診断、その結果に対する対策及び精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること。
	5.定期的に委員会を開催し実績の把握。
エコアクション21委員会	1.EA21に関する重要事項の審議、決議
	2.定期的に委員会を開催し実績の把握。
	3.是正、予防処置の必要性の判断及び対策の効果確認
	4.環境への取組の実効性を高め、企業価値を向上させること。
	5.企業における従業員の教育を促すことで、事業活動における更なる環境配慮の促進すること。
エコアクション21事務局	1.EA21に関する事務全般の所管
	2.環境経営管理責任者の業務補佐
	3.環境経営活動レポートの作成
	4.環境関連の外部コミュニケーションの受付窓口
全従業員	1.環境経営方針、環境経営目標に沿った活動の展開
	2.環境経営活動における改善点の提言

※全従業員とは、社員、準社員、パート、雇用延長者を示す。

環境経営活動計画と実施評価

環境経営活動計画として、活動内容の選定と簡単な自己評価を行いました。
環境負荷低減の効果として大小ありますが、小さいことでも社員一人一人が取り組むことで結果として
温室効果ガスの削減、資源の削減に繋げていきます。

評価の凡例　◎よく取り組めている　○取り組めている　△さらに努力が必要

活動の種類　①データ集め　②エコ活動継続　③改善事項

活　動　内　容	実施状況評価	活動の種類	担　当
◆中間処理			
1　電力使用量（マシーン等）			
1-1)毎月の電気使用量の把握を行う。	◎	②	松野/高木
1-2)照明灯はこまめに切り替え、使用後は必ず消灯する。	◎	②	
1-3)エアコンの温度調整をこまめに行う。	◎	②	
1-4)使用後の機械及び使用しない機械の電源をOFFにする。	◎	②	
1-5)破砕機効率が良くなるように廃棄物を混合して破砕機に投入する。	◎	②	
1-6)ASF-T(RPF)製造の際、設定温度を低く保てるよう原料の性状を工夫する。	○	③	
2　軽油使用量（重機・リフト・その他）			
2-1)リフトで運搬する際は、動線距離を最短とし積載効率よく運搬する。	○	②	松野/吉住
2-2)効率のよいレイアウトで重機作業を行い、稼働を最小限に抑える。	○	②	
2-3)毎月の廃棄物取扱量、リサイクル率の把握を行う。	◎	②	
2-4)廃プラスチック類を選別し、有価物とし出荷する。	○	②	
2-5)処理後の廃棄物はセメント会社等リサイクルできる工場へ出荷する。	◎	②	
2-6)市民が持ち込む伐採木くずや場内美化で出た枯草等は破砕して、堆肥やASF-T(RPF)の原料とする。	○	②	
2-7)混合廃棄物は、金属くずや廃プラスチック類を有価物、RPFの原料として選別する。	○	②	
2-8)管理型最終処分場で埋立処理していた廃棄物を選別して、できるだけリサイクルを行う。	○	②	
2-9)効率の良いリサイクルが出来るよう排出事業者への分別の理解・協力を仰ぐ。	○	②	
2-10)受入した廃棄物は出来るだけASF-T(RPF)化し、自社リサイクルを向上させる。	○	②	
3　ガソリン・ハイオク使用量（営業車）			
3-1)エコカー車使用	○	②	高木/清田
3-2)急加速、急減速しないよう、先を予測したエコ運転を実施する。	◎	②	
3-3)低燃費車を積極的に導入する。	○	②	

◆収集運搬			
4　軽油使用量			
4-1)毎月の化石燃料使用量の把握を行う。	◎	②	加来/山本(宗)
4-2)運搬ルートや車両ごとに、燃費の把握を行う。	○	②	
4-3)車両を離れる時は、エンジンストップを実施する。	◎	②	
4-4)急加速、急減速しないよう、先を予測したエコ運転を実施する。	◎	②	
4-5)長距離の運搬の際は、低燃費車を優先的に使用する。	○	②	
4-6)ルート回収できるように効率の良い収集を行う。	◎	②	
4-7)積載可能重量まで積載できるよう廃棄物の処理、積込を工夫する。	◎	②	
4-8)低燃費車を積極的に導入する。	○	②	

◆その他			
5　水資源			
5-1)毎月の水道水使用量の把握を行う。	○	②	松野
5-2)水道水を出しっぱなしにしない。	○	②	
5-3)雨水を効果的に利用する。	△	③	
5-4)ASF-T(RPF)製造における注水量を最小限に抑える為、原料の性状・配合を工夫する。	○	②	
6　紙使用量削減			
6-1)社内資料にはコピー用紙の裏紙を使用する。	◎	②	森川
6-2)電子媒体を積極的に使用する。	○	②	
6-3)電子マニフェストを導入する。	◎	③	
7　グリーン購入			
7-1)グリーン購入について現状を把握し、買い替えを推進する。	○	②	森川
8　環境美化への取り組み			
8-1)環境美化委員を中心として、場内緑化をはじめとする環境美化を推進する。	○	②	川本
8-2)小集団活動を推進する。	○	③	
9　可燃物排出量削減			
9-1)事務所等より出る廃棄物は分別に努め、可燃物の量を減らす。	○	②	森川

環境経営活動への取組み

エコアクション21の認証を取得し、エコアクション21の環境経営システムに基づいて、環境目標の設定、CO2排出量等の把握を行い環境負荷の改善に取り組んでいます。

2025年1月1日
このたび、八代市が発行する広報誌「広報やつしろ」に、弊社の記事が掲載されました！

YATSUSHIRO× SDGs　SDGsに取り組む企業を紹介します。 vol.13

環境との調和を目指して～次の世代へ

株式会社 津田

代表者　代表取締役　津田 昭彦
住　所　八代市鎮町鎮村33-6
電　話　37-1871
事業内容　エネルギー製造業、産業廃棄物処分業、一般廃棄物処分業、収集運搬業、建設業、解体工事業

株式会社 津田　八代工場

私たちの生活は、自然エネルギー、地上資源、地下資源を得て成り立っています。

今の平和な生活は、いつまでも続くのでしょうか。肌身で感じる気候変動や頻発する自然災害、地下資源の奪い合いによる争いなどは、私たちの将来に対する不安を強く感じさせます。環境悪化の逼迫(ひっぱく)した状況を、私たちで責任をとり、次の世代につなげなければなりません。

㈱津田は、地上資源の中で不要となった廃棄物を用いて、地下資源代替燃料「ASF-T」を製造しています。この原料には、分別された廃棄物のみ使用できます。皆さんが廃棄するプラスチックや紙くずなど、これまで以上に分別し、これを資源とし、循環させることが私たちの責任ではないでしょうか。

熊本県リサイクル製品認定証「ASF－T」

㈱津田は、限りある地下資源に頼らず、地上資源として循環させ、カーボンニュートラル達成とその先にある私たちの生活を守るべく、企画・開発・提案を続け、「道しるべ」となる企業を目指します。

2024年9月6日　商標　ASF-T　登録第6841767号

商標登録証
登録第6841767号
ASF－T
指定商品又は指定役務及びに商品及び役務の区分
第4類　燃料
商標権者　熊本県八代市鎮町鎮村33－6
株式会社津田
出願番号　商願2024－063333
出願日　令和6年5月29日
登録日　令和6年9月6日
この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
令和6年9月6日
特許庁長官
小野洋太

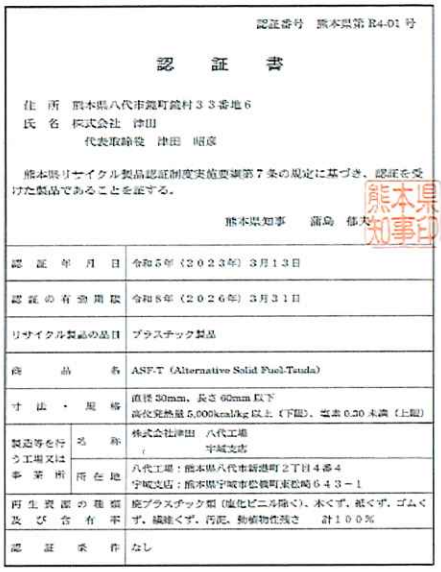
様式第2号（第4条関係）
認証番号　熊本県第R4-01号
認　証　書
住　所　熊本県八代市鎮町鎮村33番地6
氏　名　株式会社　津田
代表取締役　津田　昭彦
熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱第7条の規定に基づき、認証を受けた製品であることを証する。
熊本県知事　蒲島　郁夫
熊本県知事印

認証年月日		令和5年（2023年）3月13日
認証の有効期限		令和8年（2026年）3月31日
リサイクル製品の品目		プラスチック製品
商品名		ASF-T (Alternative Solid Fuel-Tauda)
寸法・規格		直径30mm、長さ60mm以下 高位発熱量5,000kcal/kg以上（下限）、塩素0.20未満（上限）
製造等を行う工場又は事業所	名称	株式会社津田　八代工場 〃　宇城支店
	所在地	八代工場：熊本県八代市新鷹町2丁目4番4 宇城支店：熊本県宇城市松橋町東豊岡643－1
再生資源の種類及び含有率		廃プラスチック類（塩化ビニル除く）、木くず、紙くず、ゴムくず、繊維くず、汚泥、動植物性残さ　計100％
認証条件		なし

中期環境経営目標（2022年度基準）

◆環境経営目標

中間処理			基準年度 2022年	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
1	電力使用量（マシーン等）	電力 (kWh)	449,547	453,143	457,675	462,252
		CO_2排出量 (kg-CO_2)	174,874	176,273	178,036	179,816
2	軽油使用量（重機・リフト）	化石燃料 (L)	91,823	92,557	93,483	94,418
		CO_2排出量 (kg-CO_2)	236,903	238,798	241,186	243,598
3	ガソリン・ハイオク使用量	化石燃料 (L)	5,117	5,158	5,210	5,262
		CO_2排出量 (kg-CO_2)	11,872	11,967	12,086	12,207
計		CO_2排出量 (kg-CO_2)	423,648	427,037	431,308	435,621

収集運搬			基準年度 2022年	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
4	軽油使用量	化石燃料 (L)	138,531	139,639	141,035	142,446
		CO_2排出量 (kg-CO_2)	357,410	360,269	363,872	367,510

中間処理（事務所給湯器）			基準年度 2022年	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
5	液化石油ガス（LPG）	化石燃料 (kg)	30.2	30.5	30.8	31.1
		CO_2排出量 (kg-CO_2)	91	92	92	93

中間処理+収集運搬			基準年度 2022年	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
集計	原油換算 総エネルギー量	(GJ)	13,345	13,452	13,586	13,722
	総CO_2排出量	(kg-CO_2)	781,148	787,398	795,272	803,225

二酸化炭素排出量/廃棄物取扱量			基準年度 2022年	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
6	中間処理での廃棄物取扱量	(t)	10,251	10,435	10,644	10,857
	中間処理でのCO_2排出原単位	(kg-CO_2/t)	41.3	40.9	40.5	40.1
7	収集運搬での廃棄物取扱量	(t)	18,346	18,676	19,050	19,431
	収集運搬でのCO_2排出原単位	(kg-CO_2/t)	19.5	19.3	19.1	18.9
8	総廃棄物取扱量	(t)	28,597	29,112	29,694	30,288
	総CO_2排出原単位	(kg-CO_2/t)	27.3	27.0	26.8	26.5

電力使用量/ASF-T(RPF)製造量			基準年度 2022年	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
9	ASF-T(RPF)製造量（八代工場）	(t/年)	2,266	2,288	2,311	2,334
	ASF-T(RPF)製造量（宇城支店）	(t/年)	110	135	161	187
	ASF-T(RPF)製造合計	(t/年)	2,376	2,424	2,472	2,522
	電気原単位	(kwh/t)	189.2	187.0	185.1	183.3

水使用量			基準年度 2022年	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
10	水使用量	(㎥/年)	293	290	287	284

※地下水利用については、緊急時用用水とするため環境経営目標の対象外とする。

温室効果ガス排出係数

◆購入電力以外のその他エネルギーに関しては「環境省ＨＰ記載の温室効果ガス排出係数」を使用しております。

◆購入電力の排出係数は九州電力2021年度調整後排出係数を使用し算出を行っております。

種　類	温室効果ガス排出係数	原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ係数
購入電力 (kWh)	0.389 (kg-CO_2/kWh)	9.97 GJ/千kWh

◆目標値の設定基準

・２０２３年度以降に「宇城支店の業拡大」と「省エネ・CO_2削減設備導入」を計画しているが、エネルギー消費推算が難しい状況なので、「対前年度活動増加分を２０２３年度１．８%、２０２４年度２%、２０２５年度２%、エネルギー消費量は前記増加分の１%減。」で目標を設定した。

・節水・グリーン購入・自社排出廃棄物削減は、少量の為、環境目標には設定せずに環境活動を実施する。

２０２４年度環境経営目標と実績

◆環境経営目標と実績

○；5%以上改善、△；5%未満～0%改善、×；悪化

中間処理			2024年度目標	2024年実績	達成率	評価
1	電力使用量（マシーン等）	電力 (kWh)	457,675	394,702	116.0%	○
		CO_2排出量 (kg-CO_2)	178,036	164,591	108.2%	○
2	軽油使用量（重機・リフト）	化石燃料 (L)	93,483	64,899	144.0%	○
		CO_2排出量 (kg-CO_2)	241,186	167,439	144.0%	○
3	ガソリン・ハイオク使用量	化石燃料 (L)	5,210	6,808	76.5%	×
		CO_2排出量 (kg-CO_2)	12,086	15,796	76.5%	×
計		CO_2排出量 (kg-CO_2)	431,308	347,826	124.0%	○

収集運搬			2024年度目標	2024年実績	達成率	評価
4	軽油使用量	化石燃料 (L)	141,035	135,115	104.4%	△
		CO_2排出量 (kg-CO_2)	363,872	348,598	104.4%	

中間処理（事務所給湯器）			2024年度目標	2024年実績	達成率	評価
5	液化石油ガス（LPG）	化石燃料 (kg)	30.8	17.8	172.9%	○
		CO_2排出量 (kg-CO_2)	92	53	172.9%	○

中間処理+収集運搬			2024年度目標	2024年実績	達成率	評価
集計	原油換算 総エネルギー量	(ＧＪ)	13,586	11,712	116.0%	○
	総CO_2排出量	(kg-CO_2)	795,272	696,477	114.2%	○

二酸化炭素排出量/廃棄物取扱量			2024年度目標	2024年実績	達成率	評価
6	中間処理での廃棄物取扱量	(ｔ)	10,644	9,931	93.3%	×
	中間処理でのCO_2排出原単位	(kg-CO_2/t)	40.5	35.0	115.7%	○
7	収集運搬での廃棄物取扱量	(ｔ)	19,050	16,087	84.4%	×
	収集運搬でのCO_2排出原単位	(kg-CO_2/t)	19.1	21.7	88.1%	×
8	総廃棄物取扱量	(ｔ)	29,694	26,018	87.6%	×
	総CO_2排出原単位	(kg-CO_2/t)	26.8	26.8	100.0%	△

電力使用量/ＡＳＦ-Ｔ(RPF)製造量			2024年度目標	2024年実績	達成率	評価
9	ASF-T(RPF)製造量（八代工場）	(t/年)	2,311	1,802	78.0%	×
	ASF-T(RPF)製造量（宇城支店）	(t/年)	161	260	161.3%	○
	ASF-T(RPF)製造合計	(t/年)	2,472	2,062	83.4%	×
	電気原単位	(kwh/t)	185.1	191.4	96.7%	×

水使用量			2024年度目標	2024年実績	達成率	評価
10	水使用量	(㎥/年)	287	302	105.2%	×

※地下水利用については、緊急時用用水とするため環境経営目標の対象外とする。

温室効果ガス排出係数

◆購入電力以外のその他エネルギーに関しては「環境省ＨＰ記載の温室効果ガス排出係数」を使用しております。

◆購入電力の排出係数は九州電力2020年度調整後排出係数（2019年度基準の目標設定時の係数）を使用し算出を行っております。

種　　類	温室効果ガス排出係数	原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ係数
購入電力 (kWh)	0.479 (kg-CO_2/kWh)	9.97 GJ/千kWh

実績に対しての分析評価

中間処理

①電力使用量	目標		457,675 kwh/年
	実績		394,702 kwh/年
	結果	増加/減少	62,973 kwh/年

【減少理由】

中間処理での廃棄物取扱量を見ると2023年度実績は9,348ｔ/年であり、2024年度実績は9,931ｔ/年で、583ｔ/年の増加となった。目標に対しての取扱量は達成しておらず、比例して目標の電力使用量も減少結果となった。目標の廃棄物取扱量に対しては713ｔ未達であった。

【改善策】

2023年度より、集荷エリアを拡大し営業している。2024年度も引き続き企業訪問、行政訪問を継続しアプローチしたことで、客先での検討が進んだ。今後も企業・行政に向けた環境配慮型の新たな処理の提案し受注に繋げる。

②軽油使用量	目標		93,483 L/年
	実績		64,899 L/年
	結果	増加/減少	28,584 L/年

【減少理由】

2023年度実績は71,221L/年であり、2024年度実績は64,899Ｌ/年で、6,322Ｌ/年の減少に対して、廃棄物取扱量は583ｔ/年増加しているが、一般建設業で使用する重機等の使用が減少したことが、大きな要因としてあげられる。

【改善策】

経営の観点より、一般建設業での受注には注力していくが、環境配慮型の建設機械を使用する。

③ガソリン使用量	目標		5,210 L/年
	実績		6,808 L/年
	結果	増加/減少	-1,598 L/年

【増減理由】

集荷エリアの拡大に伴い、遠方への営業訪問を実施し、ガソリン使用量が増加した。

【改善策】

遠方への営業は、可能な限りハイブリット車を利用し、ガソリン使用量を減らしていく。

収集運搬

④軽油使用量	目標		141,035 L/年
	実績		135,115 L/年
	結果	増加/減少	5,920 L/年

【減少理由】

収集運搬での廃棄物取扱量を見ると2023年度実績は17,211ｔ/年であり、2024年度実績は16,087ｔ/年で、1,124ｔの減少となっており、取扱量減少に伴う軽油使用量の減少となった。

【改善策】

今年度の減少については、単純評価とはせず、受託業務の選択による減少である。環境経営の観点からするとプラスの評価ができる。今後も環境経営の観点で取り組んでいく。

ＲＰＦ製造時の電気原単位

⑤ＲＰＦ製造量	目標		2,472 ｔ/年
	実績		2,062 ｔ/年
	結果	増加/減少	410 ｔ/年
⑥電力使用量	目標		457,675 kwh/年
	実績		394,702 kwh/年
	結果	増加/減少	62,973 kwh/年
⑦電力原単位	目標		185 kwh/年
	実績		191 kwh/年
	結果	増加/減少	-6 kwh/年

【理由】

ＲＰＦ製造量の減少と比例し電力使用量も減少したが、電力原単位が増加している。理由として、原料配合効率があげられる。

【改善策】

廃棄物由来の原料の為、配合を一定に保つことができない。多少の製造量に対する電力使用量のばらつきは、許容範囲とする。が、製造に適した廃棄物の集荷を意識していく。

水使用量

⑧水使用量	目標		287 ㎥/年
	実績		302 ㎥/年
	結果	増加/減少	-15 ㎥/年

【理由】

宇城支店の操業拡大により、15㎥の増加となった。

【改善策】

宇城支店での廃棄物及びＡＳＦ－Ｔの生産については、今後も増加を目標としており、水使用量の増加も比例することが考えられるが、環境活動計画にあげる水資源に関する取り組みを一層注力していく。

環境関連法規等のチェックリスト（法令）

最新情報の確認：http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/
2025年｜環境関連法改正情報｜一般社団法人 産業環境管理協会（JEMAI CLUB）

作成日：2018年9月29日
更新日：2025年7月24日

確認	作成		確認	作成
田村	愛宕	評価日 ;2025/7/24	田村	愛宕

	法令等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	施行時期等特記事項	適用施設・項目	対象事業 八代工場	対象事業 宇城支店	法規制等取りまとめ表記載 義務	法規制等取りまとめ表記載 責務	法規制等取りまとめ表記載 記載（○）	2024年度評価 判定根拠	2024年度評価 判定
基本・一般	○環境基本法	第8条	■事業者の責務（ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害防止、自然環境の保全に必要な処置を講ずる。製品の使用又は廃棄による環境への負荷の低減に努める）		・業許可更新申請時、設備設置時等に法に準じて評価する。	○	○		○		「産業廃棄物処理業の許可更新(有効期限2030年10月)、及び優良基準適合認定」で確認。	○
	○環境影響評価法	第38条										—
	○地球温暖化対策の推進に関する法律	第5条	■事業者の責務（温室効果ガス排出の抑制に努める）		・車輛燃費及びｴﾈﾙｷﾞｰ消費量からCO_2排出量を換算し管理する。	○	○		○		・車輛燃費及び電力，軽油，ｶﾞｿﾘﾝから換算し評価実施。	○
	○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第2条	□大気汚染特定施設 □水質汚濁特定施設 □騒音発生施設・振動発生施設 □粉じん発生特定施設		・業許可更新申請時、設備設置時等に法に準じて評価する。	○	○		○		・「産業廃棄物処理施設の変更届出（SC-75を宇城支店に設置）R5(2023).10.25付け」で評価実施を確認。	○
	○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律		■事業者の責務		・ﾏﾆﾌｪｽﾄ記載時の注意事項、産廃区分等のOJT実施。	○	○		○		・入社1.4年の総務員を「産廃処理実務書研修会」へ参加させ教育実施。	○
	○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律		□事業者の責務			○	○				・ASF-TF製造（販売）し燃料代替によるCO2削減を推進中。	○
	○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）	第3条 第4条	□国及び独立行政法人等の責務 □地方公共団体及び地方独立行政法人の責務			—	—					—
大気	○大気汚染防止法	第2条	□特定施設（ばい煙・一般粉じん・特定粉じん排出） □排出基準の遵守 □測定の記録と保管 □定期報告			—	—					—
	○自動車から排出される窒素感化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車Nox・PM法）	第4条 第12条 第17条	□事業者の責務（自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に努める） □対策域内での使用及び所有の不可 □削減計画（対象自動車保有数30台以上）	猶予期間有	1トン～25トントラック 18台（該当なし）	—	—					—
	○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律	第3条	□スパイクタイヤの使用			—	—					—
	○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	第16条	管理者の判断基準 ■全ての業務用冷凍空調機器簡易点検	四半期に1回以上	天井埋込カセット形エアコン3台 ①事務所1 ﾀﾞｲｷﾝRZYP112K ②事務所2 ﾀﾞｲｷﾝRZYP112K ③会議室 ﾀﾞｲｷﾝFHYCP112K	○	○	○		○	簡易点検記録(3ヶ月毎)を確認	○
			□エアコン7.5kw以上50kw未満など定期点検	3年の1回以上		—	—					—
			■廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け		建設機械エアコン 4台 ①日立建機ZX210K-5B ②ｺﾍﾞﾙｺ建機SK135RD-3 ③ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ313DCR ④ｺﾍﾞﾙｺ建機WA380-8	○	○	○			廃棄、修理によるｶﾞｽ抜き等なし	—
		第42条	■解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等			○	○	○			同上	—
		第43条	■廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止		①宇城支店自立型エアコン2台 ﾀﾞｲｷﾝ床置き型 SZVYCDP280NB 圧縮機6.88kw ②宇城支店休憩室エアコン1台 ③宇城支店 冷蔵庫、冷凍庫 各1台	○	○	○			引取時に「フロン回収済み証明」を確認している。	○
			□業務用冷凍空調機器の管理者は、所有している機器からの漏えい量を年度ごとに算定して、二酸化炭素換算の算定量が1,000トン以上の場合には、管理者の事業を所管する大臣に報告する義務があります			○	○					
		第45条	■引取証明書による回収・破壊の工程の確認。破壊してから30日以内に交付			—	—	○			・「廃家電入出管理表」を確認（破壊証明は不要）。	—

水質	○水質汚濁防止法		□特定施設 □水質基準の遵守 □測定の記録と保管 □定期報告 □貯油施設の事故時の報告			○	○		○	○	排水自主管理基準を決め、外部分析を実施し、基準内であることを確認。	○
	排水基準を定める省令	第2条	□有害物質(26) □生活環境項目：排水量50m³以上/日 □有害物質含有汚水の地下浸透			—	—					—
	○下水道法	第10条 第12条	□下水道への放流 □除害施設の設置		浄化槽処理	—	—					—
	○水質原水水質保全事業の実施の促進に関	第2条				—	—					—
	○浄化槽法	第5条 第8～10条 第11条	■設置または変更時の届出 ■保守点検 ■定期検査		八代工場、宇城支店の合併式浄化槽、2022(R4)年7月から八代工場作業所を追加	○	○	○		○	トレンド管理し問題なし。	○
悪臭	○悪臭防止法	第7条 第10条 第11条	□規制基準の遵守義務 □事故時の措置と報告 □自治体による測定			○	○		○	○	事故等なし	○
騒音	○騒音規制法	第5条 第6条 第8条	□特定工場、特定施設を設置している事業所は規制基準を遵守 □特定施設(施行令別表第1)の届出 例：空気圧縮機・送風機7.5kw以上 □特定施設の変更届(騒音が増加しない場合はこの限りではない)		該当なし	—	—		○	○		—
振動	○振動規制法	第5条 第6条	□特定工場、特定施設を設置している事業所は規制基準を遵守 □特定施設(施行令別表第1)の届出		該当なし	—	—		○	○		—
土壌	○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律				該当なし	—	—					—
	○土壌汚染対策法	第3条 第4,5条	□有害物質使用特定施設(水濁法)の廃止届と調査 □3000m²以上の土地の形質変更時の届出と調査・報告		該当なし 該当なし	—	—					—
地盤沈下	○工業用水法	第2条	□井戸の使用(管面積6cm²以上)		該当なし	—	—					—
	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)	第2条	□建物用揚水設備(管面積6cm²以上)			—	—					—
廃棄物・リサイクル	○循環型社会形成推進基本法	第11条	■事業者の責務(廃棄物なることの抑制)			○	○		○		宇城支店でペイト剤製造施設を設置。今後、廃棄物を原料とした「エコフィード」製造に繋げる予定。	○
	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第7条 第14条 第15条 第12条 第12条-3 施行例8条	■一般廃棄物処理業者は市町村長の許可が必要 ■一般廃棄物処理業　破砕・ﾘｻｲｸﾙ施設技術管理者の選任 ■産業廃棄物処理業者は県知事の許可が必要 ■産業廃棄物許可対象施設　破砕・ﾘｻｲｸﾙ施設技術管理者の選任 ■保管基準の遵守(表示、技術管理等) 表示：60cm角以上、種類、氏名・連絡先 ■許可業者に委託(一廃は許可証の確認) ■許可業者に委託(産廃は契約) □多量排出事業者の削減計画提出・報告 ■マニュフェスト発行・返送遅延時の届出 ■マニュフェスト交付状況の報告 ■専ら再生利用を目的の収集・運搬業者に委託		許可取得許可証 破砕・ﾘｻｲｸﾙ施設技術管理者の選任 〃 破砕・ﾘｻｲｸﾙ施設技術管理者の選任 八代工場、宇城支店掲示 許可取得許可証 〃 — 各届出書 〃 —	○	○	○		○	有効期限を確認 認定講習有効期限を確認 有効期限を確認 認定講習有効期限を確認 看板の掲示を確認 許可証ｺﾋﾟｰを確認 契約書を確認 遅延なしを確認 交付状況を確認	○
	○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	第2条	□特定有害廃棄物等の輸入・輸出・運搬及び処分		該当なし	—	—					—
	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB処理法)	第2条上	□ポリ塩化ビフェニル廃棄物		ﾄﾗﾝｽやｺﾝﾃﾞﾝｻ、安定器を受け入れる場合は、対象となる年代の物は分析表、それ以外はﾒｰｶｰの不含有証明にて確認。	○	○		○	○	分析表、不含有証明を確認し作業を実施している	○

廃棄物・リサイクル	○資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)	第4条	■パソコンのリサイクル化		パソコン	○	○		○	○	当社での廃棄なし	―
	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)	第4条	■事業者の責務(分別排出の協力) □容器包装入り製品の販売		処分時対象	○	○	○			当社での廃棄なし	―
	○特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	第6条	■TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの破棄		TV、冷蔵庫、エアコン	○	○	○		○	当社での廃棄なし	―
	○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	第5条	■事業者の責務		物品購入時対応	○	○	○		○	当社での廃棄なし	―
	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)		■解体時のリサイクル化		建築物の解体	○	○	○		○	当社での廃棄なし	―
	○食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)		□全ての食品の排出事業者 □年間合計で100トン以上の排出事業者の報告義務			○	○				木くず、コンクリートくずの処理実施(※自社解体施工時、80㎡以上の解体物を解体する場合は、八代保健所に届出書を提出し、自社でリサイクル)。	○
	○使用済自動車の再資源化等に関する法律	第5条	■自動車の所有者の責務 ■自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務		自動車廃棄時対応	○	○		○		当社での廃棄なし	―
化学物質・危険物	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	第3条	□特定化学物質の製造、輸入、使用等			―	―				当社での廃棄なし	―
	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	第2条	□特定化学物質(質量1トン以上、従業員21名以上)			―	―				当社での廃棄なし	―
	○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第3条	□家庭用品の製造又は輸入			―	―				当社での廃棄なし	―
	○ダイオキシン類対策特別措置法	第2条 第1条別表第1	□特定施設 □焼却炉格子面積0.5m^{2}以上		収集運搬時に適応	―	―		○		当社での廃棄なし	―
	○毒物及び劇物取締法	第2条	□毒物または劇物の取扱		収集運搬時に適応	―	―		○	○	当社での廃棄なし	―
自然保護	○自然環境保全法					―	―					―
	○自然公園法					―	―					―
	○自然再生推進法					―	―					―
土地利用	○工場立地法		□敷地面積9000m^{3}以上 □建築面積3000m3以上			―	―					―
	○都市緑地保全法					―	―					―
	○大規模小売店舗立地法					―	―					―
エネルギー	○エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	第6条 第12条の2	□第1種　重油換算　3000KL以上 □第2種　重油換算　1500KL			―	―		○		原油換算302KLなので、特定工場に該当しない。	―
	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	第4条	□新エネルギー利用努力義務			―	―					―

その他	○労働安全衛生法	法45条1項、2項 特定自主検査の実施	■自社における特定自主検査を適正に行わなければならない。		A;車輛系建設機械　;8台 B;フォークリフト　;6台 C;解体用アタッチメント;6台	○	○	○			「令和6年度 特定自主検査記録簿」で、実施を確認。	○
		労働安全衛生規則	労働安全衛生規則の第三篇「衛生基準」の第五章「温度及び湿度」に第六百十二条の二が新設され、熱中症を生ずる恐れのある作業について事業者の責務が規定された。	2025/6/1		○	○		○		社内教育実施記録を確認	○
	○放射性同位元素等によるほう左遷障害の防					―	―					―
	○消防法 危険物の規制に関する政令	第21条の4 第31条の4 第10条別表	■火災報知機の設置(工場500㎡以上) ■屋内消火栓の設置(工場700㎡以上) ■消防用設備等の点検と報告 □危険物取扱(指定数量以上)		火災報知機 屋内消火栓 消火器、自動火災報知設備	○	○	○		○	2019(R元)/10/26消防用設備等点検実施し、同年11/20八代消防署報告済み。	○
	○高圧ガス保安法	第9条の2	□圧縮アセチレンガス □高圧ガスの消費			―	―					―
	○道路交通法	第57条	車両の運転者は、車検証に記載された最大積載量を超えて積載をして車両を運転することが禁止されている。		1トン～25トントラック　18台	○	○				過積載を防止する為、計量器にて積載重量を確認している。	○
			「土砂等運搬禁止車両」での土砂の積載を禁止			○	○				土砂禁止車輛に積めない品目は、適	○
	○電気事業法	第38条	□電気工作物			―	―					
	○気候変動適応法		■熱中症対策実行計画の策定			○	○				社内教育実施記録を確認	○
	○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		□公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的とする。			―	―				「特定工場」ではなく、当該法規は該当しない。	―
	○再資源化事業等高度化法(資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律)		脱炭素社会の実現に向けて、資源循環をこれまで以上に促進していくために、静脈産業(廃棄物処分業)全体における再資源化を促進しつつ、温室効果ガスの削減効果の高い資源循環を促進するための再資源化事業に係る実施方法の改良並びに技術及び設備の向上を支援するもの。	交付日;令和6年5月29日		―	―			○		―

違反訴訟の有無

2024年度も環境関連法規等への違反及び関係当局からの指摘等はありませんでした。
また、訴訟等もありませんでした。

緊急事態訓練及び社内教育・社外講習

No	実施日	主題	取り組み
1	2024/7/16	大型車両の日常点検の重要性	外部講師による講習会を全社員を対象に教育を実施。
2	2024/7/22	鉄・非鉄金属の分別と運用	営業・現場責任者を講師に全社員を対象に教育を実施。
3	2024/7/29	サイバーテロへの備え	外部講師による講習会を全社員を対象に教育を実施。
4	2024/9/10	アスベスト関連法令改正について	工事責任者を講師に関係社員を中心に教育を実施。
5	2025/1/17	道路交通法改正について	営業担当者を講師に全社員を対象に教育を実施。
6	2025/3/7	小型移動式クレーンの取扱いについて	資格取得者を講師に対象を中心に教育実施。
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

是正予防措置及び内部からの苦情・情報等の受付記録

問題点是正／予防処置　一覧表

No	実施日	問題点	是正処置の決定（内容）	是正処置の 有効性確認のチェック
2024-1	―	特になし		

内部からの苦情・情報等の受付記録

No	受付日	苦情・情報概要	対応	評価	備考
1	2024/7/24	発信：日本産業廃棄物処理振興センター リチウムイオン電池の排出事業者向け注意喚起リーフレット掲示	社内広報と掲示にて周知	●完了 ○継続	
2	2024/8/23	発信：熊本県循環社会推進課 「リサイクル製品パンフレット」にＡＳＦ－Ｔ（ＲＰＦ）が掲載。	社内広報にて周知	●完了 ○継続	
3	2024/10/6	発信：セコム 侵入信号受信。発生した外周ボーダー付近で狸を確認。	セコムにて安全巡回	○完了 ●継続	発見次第、駆除
4	2025/11/19	妙見宮大祭での「神馬入れ」行事案内。	社内広報にて周知	●完了 ○継続	
5	2025/1/16	「広報やつしろ1月号」に当社のＳＤＧｓ宣言が掲載。	社内広報にて周知	●完了 ○継続	
6	2025/2/16	発信：八代市役所 「ＳＤＧｓの日/みんなで目指すゼロカーボン」イベント開催案内。	社内広報にて周知	●完了 ○継続	

代表者による全体の評価と見直し記録

様式：13-01（13.代表者による全体の評価と見直し）　　実施日：2025年7月11日

■定期見直し（事業年度終了後）　□臨時見直し　□改定：ー

代表者	環境管理責任者
津田 昭彦	田村 勇喜

見直しに必要な情報
管理責任者の報告及び改善への提案

[取り組み状況の評価結果]

①環境関連法規制等の順守状況（環境関連法規等順守記録による）

・2024年度内での環境関連法規等への違反及び関係当局からの指摘等はありませんでした。又、訴訟等もありませんでした。

②問題点の是正処置及び予防処置の状況

・一般建設業を含み全事業と対象とする。

③前回までの代表者の指示事項への対応

・グループリーダーによる社内教育の実施。
今後は、①安定（構造・運営）②定着（根付き）③成熟（効率・柔軟性）④向上（組織力）をステップとしていく。
・テクノロジーの導入シュミレーションを実施。
今後は、導入に向けた提案と運用を進める。

〈改善への提案〉

高齢化と継承、雇用獲得と雇用環境、設備の維持管理、気候変動による働き方、自然災害への備え（ＢＣＰ）を継続して取り組む。

[目標・環境活動計画の達成状況]

○；5%以上改善、△；5%未満～0%改善、×

目標項目	目標値達成状況	活動計画実施状況	コメント（目標値に対するコメント・活動計画に対するコメント）
電力の削減	○	○	電気原単位の増加。製造原料の成型効率の低下。
軽油の削減（中間処理）	○	○	建設機械の使用が減少。
ガソリンの削減	×	○	遠方への営業周り増加。
軽油の削減（収集運搬）	△	○	業務調整による取扱量の減少。

〈改善への提案〉

・バランスの取れた環境と経営を基盤に、走行距離を一つの判断材料とした自車・庸車運搬を選定する。

[周囲の変化の状況]

①外部コミュニケーション記録等より

八代市に2024年7月9日に発足した協同組合「やつしろdプラザ」に加入。この新しい組織は、地域の中小企業が連携し、デジタル（Digital）・データ（Data）・デザイン思考（Design Thinking）の“3つのd”を軸に、地域課題や経営課題の解決に取り組むことを目的としています。

②環境関連法規制等の動向他

2024年4月1日水質汚濁防止法の改正（特定有害物質の排出に対する規制強化）
・六価クロム化合物、カドミウム及びその化合物、地下水浄化基準、地下浸透基準（六価クロム）
管理型埋立基準（地下浸透基準/六価クロム）が0.05mｇ/Ｌから0.02mｇ/Ｌへ変更。

〈改善への提案〉

課題解決の糸口となるよう新たに加入した組合の活動に積極的に取組む。

[代表者が自ら得た情報]

八代市は、TSMC（台湾半導体製造）進出に伴う県南の経済波及効果を狙い、県営工業団地を整備する計画がある。この工業団地は、八代インターチェンジや新八代駅から約2キロメートルの地点に位置し、広さ約25ヘクタール（約25万平米）で2028年度の分譲開始を目指している。新規顧客の獲得に向けた候補企業へアプローチしていく。

代表者による見直し
変更の必要性の有無・指示事項

[環境経営方針]

変更の必要性：　□有　■無

・2023年度の継続とする。

[目標・活動計画]

変更の必要性：　■有　□無

2024年度は、地下資源・地上資源をより意識し、埋立て処理されている廃棄物に着目し、自治体へのリサイクル提案を進める。

[実施体制の見直し]

変更の必要性：　□有　■無

2023年度に引き続き、三人のグループリーダーを軸とした組織構築を目指し管理職育成に注力した。会社運営、管理、経営と課せられる課題を解決していってほしい。

[その他]

変更の必要性：　■有　□無

物価高騰、電気料金の値上げに対する措置を早急に検討していく。今後も物価高騰の高止まりは避けられない。管理費の見直し、打開策の検討を進める。

[総括]（環境活動レポートの代表者による全体の評価と見直しの欄に記載）

エコアクション21の目的である「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」に対し、適合する当社としては全社員が目的を理解しなければならない。それが適合に値する企業の責務だと考える。そのためには常日頃より管理職による環境教育が必須となる。
ただし、エコアクション21だけでは地域社会の持続的な成長はできない。当社はその先を見据え、異常気象、生態系の変化が及ぼす影響、枯渇する天然資源等に目を向け、これらの問題を業として解決していかねばならない。エコアクション21を通じて、このような考えを持つ社員を育てていきたいと思う。